令和7年度事業報告書

社会福祉法人　光輪会

1．はじめに

令和 7 年度は、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少に伴い、福祉・介護分野における人材不足が一層深刻化した一年であった。また、物価高騰や光熱費・燃料費の上昇が継続し、法人運営に大きな影響を及ぼす状況が続いている。さらに、感染症対策の継続、最低賃金の引上げ、処遇改善への対応など、福祉施設を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

一方で、国においては、地域共生社会の実現や、障害者の地域生活支援の強化、介護・障害福祉現場における生産性向上及び業務効率化の推進が重要課題として示されており、限られた人材の中でも質の高いサービスを継続して提供する体制づくりが求められている。

このような社会情勢の中、本法人では、利用者本位の支援を基本としながら、業務改善と働きやすい職場環境づくりを重点課題として取り組み、持続可能な施設運営を目指してまいりました。

2.　令和 7 年度の法人経営基本方針として、「ムリ・ムダ・ムラをなくす」を掲げ、職員一人ひとりが日々の業務を見直し、効率的かつ質の高い福祉サービスの提供に努めた。

タイムスタディー調査を実施し、業務の流れや業務量の把握に努めるとともに、業務の標準化や見える化を進め、職員間の業務分担の見直しに取り組んだ。また、従来から慣例的に行われてきた業務についても必要性を検証し、業務の簡素化や効率化を図った。

しかしながら、近年の人材不足や利用者支援ニーズの多様化により、業務改善への取り組みを進めているものの、その効果は十分とは言えず、職員の負担軽減や人員配置の適正化については依然として課題が残っている。特に、慢性的な人材不足の解消には至っておらず、現場の状況に十分対応できる体制の構築にはなお時間を要している。

今後も、業務の効率化と働きやすい職場環境づくりを継続して進めるとともに、人材確保と人材育成に力を入れ、利用者様に安心してサービスを利用していただける体制の整備に努めていく。

3．まとめ

本法人の福祉サービス事業は、障害福祉サービスとして、①施設入所支援『障害者支援施設 石蕗の里』、②生活介護『障害者支援施設 石蕗の里』、③短期入所『障害者支援施設 石蕗の里』、④相談支援事業『石蕗の里 相談支援事業所』、⑤障害者共同生活援助（障害者グループホーム）『グループホーム つわぶきの家』の 5 部門、また介護保険サービスとして、①認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）『グループホーム つわぶき』の 1 部門を運営している。

令和 7 年度においても、地域における障害者支援及び高齢者支援の重要な役割を担う法人として、関係機関との連携を図りながら、利用者様一人ひとりの意思及び人格を尊重した支援に努めた。

今後も、社会情勢の変化や福祉ニーズの多様化に的確に対応しながら、地域から信頼される法人運営を継続し、水俣・芦北地域における専門的福祉サービスの充実と、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、役職員一丸となって取り組んでいく。

障害福祉事業

(1) 障害者支援施設

①生活介護事業

生活介護事業については、通所及び施設入所利用者を対象として日中活動支援を実施した。また、グループホーム「つわぶきの家」の利用者についても支援対象に含め、主に生活センターを活用しながら、創作活動、生活訓練及び施設内活動等のサービス提供を行った。

利用者一人ひとりの希望や特性に配慮し、行事や活動内容についても魅力あるものとなるよう工夫を重ね、利用者満足度の向上に努めた。

また、在宅利用者の通所に伴う送迎についても、前年度同様、安全面に十分配慮しながら継続して実施した。

② 施設入所支援

施設入所支援については、入所利用者に対する夜間支援を中心に、個別支援計画（ケアプラン）に基づいた生活支援及び介護を実施した。

利用者の健康管理については、日々の体調変化に十分留意し、安心・安全な生活環境の維持に努めた。また、利用者の高齢化及び重度化に伴い、喀痰吸引や経管栄養管理等の医療的ケアへの対応が求められていることから、看護師及び生活支援員の専門性向上に努め、必要な実務研修を受講・修了している。

今後も、医療機関との連携を図りながら、利用者が安心して生活できる支援体制の充実に努めていく。

③短期入所事業

短期入所事業については、在宅障害者及びその家族を支援する重要なサービスとして、緊急時にも対応できる体制整備に努めた。

利用者の受入れにあたっては、施設入所支援の利用状況との調整を図りながら、職員配置や設備環境の確保を行った。当年度の利用日数は若干減少したものの、地域ニーズに応じた柔軟な対応を継続して実施した。

(2) 相談支援事業

相談支援事業については、前年度に引き続き、水俣市、芦北町及び津奈木町からの委託を受け、特定相談支援事業を実施した。

事業内容としては、在宅の知的障害、身体障害及び精神障害のある方を対象に、生活状況の把握、サービス等利用計画の作成、福祉サービス利用状況の確認を行うとともに、関係機関との連携、各種情報提供、住宅改修や補装具選定に関する支援など、幅広い相談業務に対応した。

今後も地域における総合的な相談窓口として、利用者及び家族に寄り添った支援に努めていく。

(3) 障害者グループホーム（つわぶきの家）

障害者グループホーム「つわぶきの家」は、開設 12 年目を迎え、地域における障害者の生活の場として安定した運営を継続している。

利用者の生活は概ね安定しており、職員についても生活支援に関する経験を積み重ねながら、サービスの質の向上に努めた。また、利用定員の確保を図りつつ、利用者が安心して地域生活を送ることができる環境整備に取り組んだ。

介護保険事業

（1）認知症高齢者　グループホーム（つわぶき）

認知症高齢者グループホーム「つわぶき」については、地域密着型サービスとして2ユニット18名の利用者に対し、ご家族の思いに寄り添いながら、利用者一人ひとりの尊厳を大切にした支援に努めた。

ま　た、利用者の安心・安全を最優先とし、家庭的な雰囲気の中で、穏やかに生活できる環境づくりに努めるとともに、職員間の連携強化を図りながら、サービスの質の向上に取り組んだ。

今後の事業運営について

以上、本年度の各事業については、職員の努力と日々の実践の積み重ねにより、概ね順調に推移したものと考えられる。

一方で、福祉・介護分野においては、人材確保の課題や利用者の重度化・高齢化への対応など、事業運営を取り巻く環境は厳しさを増している。このような状況の中、当法人においては、職員の育成及び確保に努めるとともに、外国人職員6名を採用し、人材体制の強化を図った。

今後も、職員の専門性向上及びサービスの質の向上に努め、芦北・水俣地域における障害福祉及び介護サービスの中核的施設として、利用者及び地域から信頼される法人運営に努めていく。

２　職員の配置体制

職員の配置体制については、国及び県が定める運営基準に基づき、各事業の運営規程に定められた必要人員を配置し、常勤換算による人員基準の維持に努めた。

また、退職者の補充については、新規職員の採用活動に取り組むとともに、職員配置の効率化や人材の有効活用を図りながら、安定した事業運営に努めた。しかしながら、福祉人材の確保は依然として厳しい状況が続いており、人材不足への対応が継続的な課題となっている。

事業管理者については、相談支援事業所及び「つわぶきの家」の管理者を施設長が兼務し、認知症高齢者グループホームについては専任の管理者を配置している。

サービス管理責任者については、施設入所支援、生活介護及び短期入所事業を統括する支援施設として2名を配置し、「つわぶきの家」については別途1名を配置している。また、認知症高齢者グループホームにおいては、計画作成担当者を1名配置し、利用者一人ひとりに応じた支援計画の作成に努めた。

直接処遇職員については、障害者支援施設に生活支援員、看護師、理学療法士及び栄養士を配置し、専門的支援体制の充実を図った。グループホームには介護職員を配置し、「つわぶきの家」については生活支援員及び世話人を兼務配置している。また、相談支援事業については、相談支援専門員を専従で配置し、利用者及び家族への継続的な支援を実施した。

職制区分については、各運営規程に基づき適切に運営しているが、「つわぶきの家」の事業運営については、施設全体の効率的な運営を図るため、生活介護事業と連携した支援体制を整備している。

なお、各事業とも、法令に基づく常勤換算による人員基準の確保を基本とし、適正な人員配置に努めた。また、医師の配置については、利用者の健康管理及び処遇上必要な体制を維持するため、例年同様、嘱託医を非常勤にて配置している。

さらに、外国人職員の受入れを進め、多様な人材の確保と育成に取り組みながら、安定したサービス提供体制の維持に努めた。

第１表　事業別職員体制　（単位：人）

区　分		管理者	サービス管理責任者	生活支援員	看護師	栄養士	理学療法士	医師	訓練指導員	その他
施設入所	基準	1	2	45	1	1	1	必要数	1	必要数
生活介護	現行	1	2	48	6	1	2	（1）	2	
短期入所	差引			3	5		1		1	
相談支援	現行	1	3			配置人員は、相談支援専門員と読み替える。				
つわぶきの家	現行	1	1	8		生活支援員と世話人を兼務				
グループホーム	現行	1		19		内１名は計画作成担当者の兼務				

３　勤務体制

職員の勤務体制は、就業規則に基づき雇用されたもので正規職員、無期契約職員、有期契約職員及びパートタイム職員に区分されている。職員は、各指定事業の運営規程に定められた、常勤換算により算定された人員数を確保している。

また、各職域の職員の勤務体制としては、先ず利用者の月間の生活や、行事の日程を基礎として配置人員を確保し、利用者に対するサービスの向上に努めている。勤務する職員の側も、生活リズムを考慮して、一ヶ月単位の変形労働時間の勤務体制を採用し、所定労働時間の維持・確保に努めている。

第２表　勤務時間帯別職員数　（単位：人）

区　分		管理者	サービス管理責任者	生活支援員、介護員支援員ほか	看護師	栄養士	理学療法士	医師	その他	摘要
支援施設	早朝	－	－	2	－	－	－	－	－	
	日中	1	2	15	5	1	2	（1）	5	
	宵夜	－	－	3	－	－	－	－	－	
	深夜	－	－	3	－	－	－	－	－	
つわぶきの家	日勤	1	1	3	－	－	－	－	－	
	夜勤	－	－	1	－	－	－	－	－	
グループホーム	日勤	1	－	9	－	－	－	－	－	
	夜勤	－	－	2	－	－	－	－	－	

４　利用者定員、対象者

◎　施設入所支援については、定員 50 名に対し、外泊や入院等により生じる空床を有効活用するため、関係基準に基づく弾力的運用を行い、53 名の入所支援を実施した。

生活介護については、指定基準上の定員 60 名に対し、定員超過利用の範囲内で受入れを行い、84 名に対してサービス提供を実施した。また、短期入所については、定員 5 名の受入体制を整備している。

◎　利用対象者については、市町村による認定調査及び支給決定を受け、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方を対象としており、利用申込受付後、必要な手続き及び調整を経て利用決定を行っている。

障害福祉制度においては、身体障害、知的障害及び精神障害の三障害が対象となっており、当法人においては身体障害及び知的障害の利用者が多くを占めている。

短期入所及びつわぶきの家についても、市町村から受給者証の交付を受けた三障害の方を対象としているが、主として身体障害及び知的障害のある方を中心に支援を行っている。利用手続きその他については、他の障害福祉サービスと同様に適切に対応している。

また、認知症対応型グループホームについては、介護保険制度に基づき運営しており、利用手続き等については、他の介護保険サービスと共通する部分を踏まえながら、適切なサービス提供に努めている。

第３表　月別事業種別利用実績　（介護保険法関係分）　　令和6年度

事 業 別	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	人員	17.5	17.6	18	18	18	17	18	17.7	17	18	17.9	16.8	17.62

第４表　月別事業種別利用実績（障害者総合支援法関係分）　令和6年度

事 業 別	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
施設入所	人員	49.1	49.6	49.1	46.8	46.8	50.5	51.0	50.2	50.6	50.6	48.9	49.6	49.4
生活介護	人員	68.1	69.1	68.5	68.0	66.6	71.0	70.6	70.1	70.6	69.7	69.2	69.4	69.2
つわぶきの家	人員	10	10	10	10	10	10	10	10	9.5	10	10	10	9.99
短期入所	月間	80	62	79	61	51	81	74	57	50	85	83	80	70.2
在宅利用者	人員	9.9	9.26	9.3	10.0	8.9	9.8	9.26	9.4	9.5	8.87	8.9	9.6	9.4

５　利 用 時 間 、 利 用 日

各事業の利用時間及び利用日については、利用者が安心して継続的に福祉サービスを利用できるよう、年間を通じた受入体制を整備している。施設入所支援、生活介護及び短期入所については、各事業の運営規程に基づき、原則として通年営業としている。

また、つわぶきの家、相談支援事業及び認知症対応型グループホームについても、それぞれの運営規程において利用時間及び利用日を定め、利用者のニーズに応じたサービス提供に努めている。

宿泊を伴うサービスについては、利用開始日から利用終了日までを利用期間として対応しており、日中活動サービスである生活介護については、送迎時間を含めた支援体制を整備している。これに伴い、職員の勤務体制についても、利用者の生活状況及びサービス提供時間を考慮しながら適切に編成している。

今後も、各事業において年間を通じて安定したサービス提供を行い、利用者及び家族の希望に沿った福祉サービスが継続して受けられる体制づくりに努めていく。

第５表　事業別の利用時間と利用日一覧

事 業 別	利　用　時　間	利　　用　　日	備　　考
施設入所	終　　日	通　年　　(利用契約による)	
生活介護	8：30～16：30	通　年　　(利用契約による)	
短期入所	終　　日	支給認定の期間、利用契約による	
相談支援	8：30～17：30	通　年　　月曜日から金曜日まで	
つわぶきの家	終　　日	通　年　　(利用契約による)	
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	終　　日	通　年　　(利用契約による)	

６　利　用　料

利用料については、障害福祉サービスに係る介護給付費制度に基づき、市町村が決定した障害支援区分等に応じて給付費が支給されている。サービス利用料のうち、原則として９割については公費負担分として代理受領により施設が受領し、残る１割については利用者負担分として、法令に基づき施設が直接徴収している。

また、認知症対応型グループホームにおいては、介護保険制度に基づき、要介護度に応じた介護給付費が支給されており、障害福祉サービスと同様に代理受領方式により、熊本県国民健康保険団体連合会から２か月後に給付されている。

なお、食費、日用品費等のその他の個人負担分については、利用契約書及び重要事項説明書に基づき、利用者及び家族へ十分な説明を行った上で、口座振替により適正に徴収している。

第６表　事業別の利用料の区分別一覧

事 業 別	市町村介護給付金	利用者負担額	日用品費	住居費	備　　考
施設入所	ｻｰﾋﾞｽ料金の９割負担	ｻｰﾋﾞｽ料金の１割負担	個人別	なし	
生活介護	ｻｰﾋﾞｽ料金の９割負担	ｻｰﾋﾞｽ料金の１割負担	個人別	なし	
短期入所	ｻｰﾋﾞｽ料金の９割負担	ｻｰﾋﾞｽ料金の１割負担	個人別	なし	
相談支援	なし	なし	なし	なし	
つわぶきの家	ｻｰﾋﾞｽ料金の９割負担	ｻｰﾋﾞｽ料金の１割負担	個人別	定　額	
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	ｻｰﾋﾞｽ料金の９割負担	ｻｰﾋﾞｽ料金の１割負担	個人別	定　額	

第７表　出身市町村別利用者数　　（単位：人）

区　分	八代市	水俣市	芦北町	津奈木町	宇城市	出水市	熊本市	その他	計
施設入所	3	20	12	6	1	6			50
生活介護		9	8	2					19
短期入所			4			1			5
つわぶきの家	3	2	3	1		1			10
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ			18						18

７　給　　食

給食業務については、自社調理へ移行して2年が経過し、現在も安定した運営を継続している。給食の提供にあたっては、障害福祉サービスに係る関係法令及び運営基準に基づき、衛生管理及び栄養管理を徹底しながら、安全で安心な食事提供に努めた。

食事形態については、普通食のほか、利用者の健康状態や身体状況に応じた特別食を提供するとともに、咀嚼・嚥下機能が低下している利用者に対しては、きざみ食、ミキサー食、経管栄養等、個々の状態に応じた対応を行った。近年は、利用者の高齢化及び障害の重度化に伴い、経管栄養対応が必要な利用者が増加傾向にあることから、より安全で適切な食事支援に努めている。

また、季節行事や各種イベント時には、特別献立による行事食を提供し、利用者が食事を通じて季節感や楽しみを感じられるよう工夫を行い、施設生活の充実に努めた。

第８表　　入所利用者の食事区分

区　　分	普通食	一口大	荒きざみ	きざみ	ミキサー食	透析食	経管栄養		計
人　数	8	8	11	16	3		6		52
提供割合	16%	16%	21%	30%	6%		11%		100,0%

グループホームつわぶきの給食は、利用者と職員の共同作業により調理するようにしている。献立については、利用者の嗜好を配慮し、利用者と職員との家族的な雰囲気の中で、毎日の食事の構成に努めている。

つわぶきの家の給食は、日中の生活介護の昼食が施設給食により提供されることから、別途の調理としないで、朝食、夕食についても配膳車を活用し、施設給食と同様の提供である。

８　職員会議等

職員会議については、運営会議、全体会議、給食委員会等を毎月定例で開催し、施設運営に関する情報共有及び課題整理を行った。また、運営調整会議や各職域における会議についても定期的に実施し、利用者支援に関する情報交換や支援内容の確認を行うとともに、必要に応じてケース検討会議を随時開催し、適切な支援体制の充実に努めた。

特に、利用者の対象範囲が身体・知的・精神の三障害へ拡大していることから、利用者一人ひとりの特性や支援内容に関する職員間の情報共有を重要視し、連携強化に取り組んだ。

さらに、職員で構成する運営管理委員会として、サービス向上委員会、地域支援・広報委員会、環境管理委員会及び研修委員会を設置したほか、安全衛生委員会（兼リスクマネジメント委員会）や感染対策委員会等を組織し、定例会議及び必要に応じた臨時会議を開催しながら、施設運営の充実及び安全管理体制の強化に努めた。

各会議及び委員会の開催状況は次のとおりである。

第9表　会議の開催状況　　（単位：回）

会議内容	定例	運営	全体	事務	介護	医務	生活	給食	相談	各種委員	合　計
支援施設	48	12	12	12	24	12	12	12	12	12	168
つわぶきの家			12		12						24
ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ			12		12						24

９　職　員　研　修

職員研修については、県、県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会及び関係団体等が実施する各種研
修会へ、研修目的や職務内容に応じて積極的に参加した。また、オンライン環境を活用したリモート研修にも継続的に参加し、専門知識及び支援技術の向上に努めた。

さらに、職員が主体となって企画・運営する園内研修を定期的に実施し、接遇、安全管理、感染症対策、虐待防止等、実務に即した内容の共有を図ることで、職員一人ひとりの資質向上及びスキルアップに取り組んだ。

第10表　研修会・会議等出席の延人数　（リモート研修・会議を含む）

（単位：人）

区　分	施設長	事務員	サービス管理責任者	看護士・理学療法士	生　活支援員	介護員・世話人	栄養士	相談支援	グループホーム
県　外	7	0	4	0	4	0	6	2	4
県　内	17	23	45	1	5	4	0	54	2

10　保健衛生、健康管理

利用者及び職員の健康診断については、関係法令及び各種規程に基づき適切に実施した。利用者の疾病予防及び健康管理については特に留意し、各種予防接種を実施するとともに、給食、排泄、入浴、睡眠、運動等について、各部署が相互に連携しながら、利用者一人ひとりの健康状態に応じた適切な支援に努めた。

感染症対策については、施設内感染の防止を最重要課題の一つとして位置付け、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症への対策を継続して実施した。職員及びその家族、施設入所者、通所利用者ごとに、発熱や体調不良時の対応方法を明確にしたマニュアルを整備し、感染予防及び感染拡大防止の徹底を図った。また、手洗い、手指消毒、換気等の基本的な感染対策についても継続して取り組んだ。

さらに、利用者の口腔衛生の向上を目的として、地元歯科医院による訪問歯科診療を継続して実施しており、月２回の口腔ケア及び歯科診療を通じて、利用者の健康維持及び生活の質の向上に努めた。

第11表　利用者・職員の検診状況

種　　別	人間ドッグ	バス検診	健　診(介護職)	腰痛検診	利用者検診	その他
回　　数	1	1	1	2	1	
人　　員	34	52	65	65	53	

11　防災・危機管理

防災及び危機管理において最も重要なことは、利用者の多くが自らの判断のみで安全を確保することが困難であり、援護者である職員の迅速かつ適切な対応が利用者の生命を守ることにつながることである。

災害及び避難訓練については、関係法令、施設運営基準及び消防計画等に基づき計画的に実施した。特に避難訓練においては、新任職員への実践的な訓練を重点的に行うとともに、各施設間の連携体制を強化し、災害発生時に利用者の安全確保及び円滑な避難誘導が行える体制整備に努めた。

また、危機管理については、利用者保護の観点から、感染症対策、事故防止、防災対策等に継続して取り組んだ。感染症対策では、最新の医療・行政情報の収集に努めるとともに、感染予防及び施設内での拡大防止対策を徹底した。

日常生活における事故防止については、利用者一人ひとりの特性に応じた見守り支援を行い、転倒や自損事故等の未然防止に努めた。また、外出時の交通安全対策や、地震・風水害・火災等の自然災害への備えについても、継続的な安全管理体制の強化を図った。

第12表　避難訓練の実施状況（利用者＋職員　参加人員）

種　　別	区　分	火災避難訓練	火災通報訓練	土砂災害避難訓練	その他
石蕗の里	回　数	4	4	1	
	参加人員	345	345	81	
グループホーム	回　数	7	7	1	
	参加人員	205	205	31	
つわぶきの家	回　数	2	2	1	
	参加人員	28	28	13	

12　虐待及び身体拘束の防止

施設で生活される利用者、及び在宅からの通所利用者の何れにしても、身体の拘束や虐待行為等はあってはならない。平成２４年１０月の虐待防止法の施行を受けて、当法人も虐待対応規程を制定して対応していたところであるが、残念ながら虐待案件が１件発生し行政機関に通知したところである。今後、職員の研修等を行い再発防止の徹底を図っていく。ベッドのサイドモールの設置に関しては、ベッドからの落下防止の処置、車イスの操行姿勢の是正等でご家族の同意を得る等の措置をとっている。今後も法律の主旨に沿った措置を行っていく。

第13表　身体拘束に関する家族承諾件数

区　　分	ベッドレールの設置	車イスシートベルト着用	下肢固定ベルト着用	個室の施錠（臥床中）	その他
承諾件数	3件	16件	0件	0件	1件

13　苦情の処理、リスク管理

苦情の発生は、職員の対応の仕方が、利用者の目的に完全に対応できないときに生じており、福祉サービスの業務の中で、苦情が起こらないようにしなければならない。サービス提供者として、常に注意が必要である。

施設入所支援のサービスでは、苦情の受付箱を設置し、常時苦情の受付を行っている。これと併せて、利用者と職員との懇談会を開催

し、利用者の要望や不満を聞き、日常生活の満足度の向上に役立てている。

なお、苦情解決に対する取り組みとしては、施設長を解決責任者に、サービス管理責任者を受け付け窓口として、苦情解決の組織を編成し、第三者委員も選任して解決処理の体制を整えている。令和7年度に苦情として受け付けたものは1件であった。

第14表　分野別要望の件数（利用者懇談会）

区　分	食事関係	排泄関係	入浴関係	就寝関係	行事関係	その他
件数	2件	2件	1件	1件	6件	0件

14　行事、クラブ活動等

季節折々の行事は、利用者の方々が最も楽しみにされているものの一つであり、施設交流、地域交流、気分転換、生活用品の購入及びレクレーション等、時期や内容を検討しながら実施しており、日中の生活介護の事業として、又、個人的なケアプランと組み合わせるなど、年間を通じ

て計画的に行事を行っている。
しかしながら、令和2年に発生した新型コロナウイルス蔓延後は、活動の制限を余儀なくされており、このような中にあっても、利用者にとって、施設での生活が豊かで変化に富み楽しいものとなるよう、工夫を凝らしながらクラブ活動や調理教室、園内行事等を実施している。

主な行事と活動内容

月	活　動　内　容
４月	○お花見会（施設裏庭）　○花見ドライブ　○ショッピング（町内）
５月	○端午の節句御前　○新茶会　○緑のバーベキュー大会　○ショッピング（町内） ○母の日プレゼント作り　○風船バレーボール大会天草　○家族会
６月	○遠距離ショッピング（八代）　○親善オセロ大会天草
７月	○ショッピング（町内）　○七夕飾り作り　○七夕御前
８月	○遠距離ショッピング　○かき氷　○利用者自治会
９月	○敬老会お祝膳・プレゼント　○ショッピング（町内）○利用者職員懇談会
１０月	○開園44周年記念祝賀会　○コスモス見学会　○遠距離ショッピング（八代市）
１１月	○文化祭出品・見学（うたせドーム）　○ショッピング（町内）○家族会
１２月	○クリスマス・忘年会　　○餅つき
１月	○初詣ドライブ　○新年会　○利用者自治会
２月	○節分豆まき　○利用者職員懇談会　○宮﨑キャンプ見学
３月	○ひな祭り・ひな祭り御膳　　○花見ドライブ

15　機 関 紙 等

広報誌は、施設の出来事と利用者の生活状況を載せた内容で、利用者のご家族と施設とをつなぐ方法として重宝されている。季刊誌として年4回発行し、以下のとおり配布した。

第15表　広報誌の配布先の状況　　（単位：部）

区　分	市町村	家　族	施設病院	役　員	民生委員	学　校	取引業者	地域その他	計
枚　数	7	80	28	13	65	3			196

16　備品、器具等の購入・建物改修

備品、器具等については、計画的な更新を行うとともに、建物や設備の改修を適宜実施し、利用者が安心・安全かつ快適に過ごせる環境整備に努めた。今後も、老朽化対策や感染症対策、防災面にも配慮しながら、施設機能の維持・向上を図っていく。

17　その他

障害福祉事業を円滑に推進するため、県、市町村等の行政機関、関係団体及び他の障害者支援施設等との連携強化に努めた。また、各種会議や研修会へ積極的に参加し、制度改正や福祉施策等に関する情報収集及び職員の資質向上を図った。

人材確保については、就業規則の見直しや処遇改善等を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組んだ。しかしながら、福祉人材不足は依然として深刻な状況にあり、日本人職員のみでの安定的な人材確保が難しい状況であることから、外国人材の受入れを積極的に推進し、令和７年度は特定技能１号外国人６名を新規採用した。

また、外国人職員の定着支援及び人材育成にも取り組み、令和7年度においては外国人職員3名が介護福祉士国家試験に合格した。今後も、多様な人材が安心して働くことができる職場環境づくりに努めていく。